

徳島県訓令第第八号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県職員服務規程（昭和四十年徳島県訓令第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。